

研修資料

(実務で誤りやすい項目を確認する!!)

『相続税・贈与税・財産評価の事例検討』

開催日時 : [川崎会場]

平成27年 7月14日(火)

10:00~16:30 (5.5時間)

[海老名会場]

平成27年 7月15日(水)

10:00~16:30 (5.5時間)

講 師 : 税 理 士 笹 岡 宏 保

- 研修内容 :
- (1) 相続税の税務調査のポイント
 - (2) 生前の資金の動き、贈与の有無の検討
 - (3) (2)について裁決事例の検討
 - (4) 土地評価（雑種地の評価を中心に）

東 京 地 方 税 理 士 会

使途不明の預金出金と 相続税申告業務への対応

笹岡 宏保

Hiroyasu Sasaoka

昭和37年12月兵庫県神戸市生まれ。昭和56年4月関西大学経済学部入学。昭和58年9月大原簿記専門学校非常勤講師就任。昭和59年12月税理士試験合格。昭和60年3月関西大学経済学部卒業。その後会計事務所に勤務（主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当）。平成3年2月笹岡会計事務所設立、その後現在に至る。

主な著書に、『<相続税・贈与税>財産評価の実務』、『詳解 小規模宅地等の課税特例の実務』（清文社）、『難解事例から探る 財産評価のキーポイント』（ぎょうせい）他多数。

はじめに

今、筆者の手許に、平成25年11月に国税庁が公開した「平成24年事務年度における相続税の調査の状況について」と題する資料がある（以下「平成24年度調査事績」という）。その概要は、次の■で確認することにするが、結論のみを端的に述べれば、相続税の税務調査は、被相続人の生前における金融資産（預貯金・有価証券等）の異動を確実に把握し、そこに相続税等（この「等」には、贈与税の課税も含むという意味合いがある）の課税問題を生じさせせるものがないかを確認することに力点が置かれているものと推察される。そうであるならば、我々税理士も、相続税申告業務を受任した際には、上記記載事項を十分に検討する必要がある。もし仮に、相続税等の課税問題を生じさせると想定される懸念事項を確認した場合には、慎重な対応（課税根拠法の確定、過去の実務事例や文献を照会、裁決事例及び裁判例の確認等）に基づいて適切に処理することが求められる。

そこで、本稿では、相続税申告業務の着眼点として、タイトルのとおり、相続開始前（注1）における使途不明の預金出金（注2）が認め

られた場合に、当該事項をどのように課税処理していくべきかという観点から考察し、その判断の基礎とされる各種の国税不服審判所の裁決事例を示すことによって、理論と実務との整合性についても合わせて論じてみたい。

（注1）「相続開始前」という用語は非常に抽象的概念であるが、本稿で取り扱うのは、おおむね、相続開始の短期的には数日前から、長期的には10年近く前位までの広範な期間を示すものと理解されたい。

（注2）本稿は、使途不明の預金出金を取り扱うこと目的としているので、いわゆる「名義預金」に関する論点は稿を改めるものとし、後日の機会に譲りたい。

この相続開始前における使途不明の預金出金という社会問題（あえて、社会問題という。この点については後に詳述する）は、近年の高齢化社会の到来による相続開始年齢の上昇に伴って、最近急速に着目されるものであり、今後の相続申告業務に当たっては、不可避の論点になるものと考えられる。本号より、数回の連載でこの論点を検証していくことにする。ご興味のある読者は、拙文ではあるが暫し、お付き合い願いたい。

平成24年度調査事績の分析

平成24年度調査事績は、国税庁が相続税について、平成24事務年度（平成24年7月から平成25年6月までの間）に実施した実地調査の状況をまとめたものであり、その概要（本稿の論点に関するものを中心に示す）は、次に掲げるとおりである。

(1) 実地調査件数等

相続税の実地調査については、平成22年中及び平成23年中に発生した相続を中心に、12,210件の件数を数えている。相続税の年間の申告件数が約5万件（年間の死亡者数が約130万人、相続税の申告割合が約4%となっている）であることからすると、相続税の実地調査率は約25% ($\frac{12,210\text{件}}{50,000\text{件}} = 24.42\%$)、すなわち、4件に1件位の割合で、相続税の実地調査が行われているものと推察される。

(2) 申告漏れ等の非違件数等

上記(1)の実地調査の件数12,210件に対して、申告漏れ等の非違があった件数は9,959件で、非違割合は約80% ($\frac{9,959\text{件}}{12,210\text{件}} = 81.56\%$) となっている。すなわち、相続税申告に係る実地調査を5件行うとそのうちの4件から大なり小なりの非違が確認されるという状況にある（換言すれば、俗に、「申告是認」と呼ばれ無修正であるという事案は、実地調査件数5件に付き、1件しか生じないということである）。

この申告漏れ等の非違件数9,959件で構成される相続税の申告漏れの課税価格は3,347億円（実地調査1件当たりの平均では、2,741万円 ($\frac{3,347\text{億円}}{12,210\text{件}}$)) となっている。また、申告漏れの課税価格を構成する相続財産の金額の内訳及びその構成比率を掲記すると、次表のとおりとなる。

そうすると、俗に金融資産と呼ばれる第1位の「現金・預貯金等」と第3位の「有価証券」の各割合を合計すると、約50% (36.9% + 12.9% = 49.8%) となり、第2位の「土

順位	課税漏れの財産	金額	割合
第1位	現金・預貯金等	1,236億円	36.9%
第2位	土地	560億円	16.7%
第3位	有価証券	431億円	12.9%
—	その他の財産	1,120億円	33.5%
(合計)	—	3,347億円	100.0%

地」(16.7%) の約3倍 ($49.8\% \div 16.7\% = 2.98$ 倍) の差を付けていることが確認され、金融資産の確認が相続税における税務調査の花形(?) 的項目であることが理解される。

ちなみに、相続税の申告事績（平成25年12月に国税庁より公開された「平成24年分の相続税の申告の状況について」の資料による）をみると、当初申告に占める相続財産の金額の構成比率が第1位が「土地」(45.9%)、第2位が「現金・預貯金等」(25.4%)、そして第3位が「有価証券」(12.3%) であることからみても、相続税の税務調査において課税庁が被相続人に帰属すべき金融資産(注)の適切な補足に力を置いていることが理解されよう。

(注) 金融資産（現金・預貯金等及び有価証券）は、土地及び家屋とは異なり登記制度がないため、その異動を逐一補足することは困難である。その意味で、この金融資産を別名、「不表現資産」と呼称する場合もある。

(3) 平成24年度調査事績から理解できること

上記(1)及び(2)の資料から、金融資産（換言すれば、不表現資産）に対する課税庁の見る目が理解されよう。そうすると、我々税理士もこのような目線に対応する形で、相続税の期限内申告書の作成段階から注意を払っておく必要があるものと考えられる。

具体的には、被相続人に帰属すると考えられる預貯金等の異動（一定金額以上の入金及び出金）状況から異常項目を把握したり、被

相続人名義の金融資産（預貯金等・有価証券）の額がその生前における所得税の申告状況等（換言すれば、儲け具合）との関係において整合性を有するものであるか等の観点

からの確認が必要とされよう（その詳細な手法については、次の②で確認することにする）。

2 相続税申告に当たっての使途不明金の確認方法

被相続人に帰属する金融資産（預貯金等・有価証券）からの支出で、使途不明金を確認する方法に残念ながら王道はないものと考えるべきである。相当の時間を必要とするが、地道に被相続人に係る相続開始前から、相当長期間（注）にわたる被相続人に本来、帰属すべきものと考えられる預金、貯金、株式、公社債等の動き（入金、出金、購入、解約等）及び当該動きがもたらす代替資産への化体等の変化を適正に把握することが何よりも優先して重要な作業であると考える。

（注）この期間に、おおむね過去〇年位という形式的な期間の目安を設けるべきではないと筆者は考える。理論的には、金融機関等において記録が残り、資金の動きが確認可能な過去の最長期間にわたる年限前までの年数ということになろう。

具体的には、次の図表-1に掲げるような「金融資産異動一覧表」（縦軸に日付け、横軸に金融機関名を記載し、資金の動きを確認していくなかで、相続税等の課税上の税務問題を補足する）を作成すると便利である。

図表-1 金融資産異動一覧表

（単位：千円）

日付	A銀行 普通預金		A銀行 定期預金		B銀行 定期預金		ゆうちょ銀行 定額貯金		X証券 証券口座		備考	注
	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金		
（平成〇年） 6／3		3,000	↓ 2,000				↓ 1,000				普通預金から定期預（貯）金へ預替え	(1)
9／12	4,500	2,000	2,000 ㊂							4,500	株式を売買してA銀行に振り込み（一部定期）	(2)
12／15			↑ (配偶者名義) で預入れ			(解約)	5,000				B銀行からの出金の使途が不明	(3)
											化体資産の取得等未確認	

（注1） A銀行普通預金からの出金3,000千円によって、A銀行定期預金2,000千円及びゆうちょ銀行定額貯金1,000千円が作成されており、出金額相当額の化体財産が確認されることから、この資産の動きについては、この段階で格別の問題は生じていない。

（注2） A銀行普通預金からの出金2,000千円によって、A銀行定期預金2,000千円が作成されており出金額相当額の化体財産の存在は確認される。しかしながら、当該定期預金の預入名義人が被相続人の配偶者名義であることから、当該定期預金については、その管理及び運用の状況並びに帰属の変動の原因となる事実の有無等の客観的事実を総合勘案して真実の財産帰属人を判断する必要が生じることになる。

その結果、場合によっては、下記に掲げるような税務処理が求められることも考えられるところである。

- (1) 他人名義（この場合は、配偶者名義）の定期預金を被相続人に係る相続財産として申告することが必要となる事例（これを世間一般には、「名義預金」と呼称する）
- (2) 被相続人から配偶者に対して定期預金の贈与があったとして、贈与税の申告処理手続きを行うことが必要となる事例（贈与税の申告に当たっては、このような事例は一般に「期限後申告」になる場合が多い（無申告加算税及び延滞税に留意する必要がある）と考えられる）
- (注3) B銀行定期預金からの解約出金5,000千円については、その後における化体財産の取得等の状況が確認できず、使途不明の状態にある。この場合、単に、被相続人名義の定期預金が解約され、これに対応する化体財産も確認できないことから、この5,000千円について被相続人に係る相続財産から完全に離脱したとして処理（相続税等の課税関係を発生させないこと）することは早計である。
- これが、本稿で問題にする「相続開始前における使途不明の預金出金」である。この事例においては、この5,000千円の預金出金の取扱い次第では意外の相続税等の課税問題が生じることも考えられる。

上記図表一に掲げる金融資産異動一覧表を作成することによって、個別の資金の移転に伴う課税問題の有無を補足することは可能になると考えられるが、これ以外にも、被相続人の生前の所得税の申告状況（換言すれば、儲け具合）等から判断して、金融資産の申告額は適正額の水準内にあるものと考えてよい（もちろん、この判断に当たっては、被相続人に係る金融資産以外の他の財産の形成との関連も含めて総合的に勘案するものであることに留意を要する）を考慮する必要があるものと思われる。

これを確認するためには、次の図表二に掲げるような「損益法（総所得金額を基礎）から導き出す財産状態の確認表」を作成することをお勧めする。これにより、全般的な視点からの金融資産の申告状況に係るバランスをみることができる。

図表二に掲げる確認表を作成、分析して、被相続人の生前の所得税の申告状況等からみて預貯金等の申告水準が適切でない（相当大部分で考えられるケースは「少なすぎる」である）と考えられる場合には、その原因として次のような事項が考えられるが、その詳細

を確認して適切な税務上の処理を行う必要がある。

- ① 現時点でもまだ未確認の被相続人名義の預金が存在するのではないか
- ② 家族名義預金や架空名義預金等の被相続人名義以外の名義による預金が存在するのではないか
- ③ 割引債券等を代表例とする無記名で保有することが可能な資産を保有しているのではないか
- ④ 預金等が多額に引き出されて、被相続人の自宅等において隠匿されているのではないか
- ⑤ 相続人等に相続税対策等として、生前に多額の預金等が移転しているのではないか

次に、このような作業によって確認された使途不明金の税務上の取扱いであるが、單一的にこのように処理するというような定型様式はない。種々の形態に区分されることになる。次の3以降で、これを形態別に国税不服審判所の裁決事例を通じて検討を加えてみることにする。

別表(2)

損益法（総所得金額を基礎）から導き出す財産状態の確認表

(単位：万円)

項目	年分		10年前		3年前	2年前	1年前	相続開始年	合計
(1) 総所得金額									
(2) 税金（所得税その他）	▲								
(3) 社会保険料	▲								
(4) 生活費（世帯分）	▲								
(5) 所得計算上必要経費とされた減価償却費等	+								
(6) 借入金（新規借入額）	+								
借入金（借入返済額）	▲								
(7) その他の特殊収支額									
入金	相続等による受入額	+							
	貸付金の回収額	+							
	その他の入金額	+							
出金	贈与による引渡額	▲							
	住宅、車等の取得	▲							
	株式等の資産取得	▲							
	他者への資金貸付	▲							
	親族の慶弔費用支出	▲							
	多額の医療費支出	▲							
	多額の教育費支出	▲							
	その他の出金額	▲							
(8) 理論的な財産(預貯金等)状態								0000	

(注) +印は(1)に加算するものを示し、▲印は(1)から減算するものを示している。

※この数値と被相続人の預貯金等の申告額との関係を確認

3 使途不明金を手持現金（相続財産）と認定した裁決事例

今からご紹介する国税不服審判所による2例の裁決事例は、被相続人に係る相続開始前の比較的短期間に多額の預金が被相続人名義の預金口座から引き出され（一例目は相続開始の約1週間で毎日10百万円で連続4日の引出しで合計40百万円、もう一例は相続開始の約10日前に一度の引出しで50百万円）、いずれも、その相続開始時において当該各引出金は存在しなかったとして、相続財産に計上

しないで相続税の申告を行ったことの是非が問われたものである。

(1) 国税不服審判所裁決事例（昭和54年6月21日裁決、昭和48年相続開始分）（以下「裁決事例1」という）

① 事業の概要

本件は、被相続人が相続開始日（昭和48年10月8日）の直前4日間（10月3日から同月6日まで）に被相続人名義の銀行の普通預金

口座から引き出した現金（1日当たり10百万円で合計40百万円）については、被相続人の死亡直前の状況により、資産の取得、債務の返済、その他費消等のために支出された事実は認められないことから、当該現金は、相続開始時における手持現金として相続財産を構成するか否かが争点とされたものである。

② 基礎事実

被相続人甲は、昭和48年10月8日に相続の

開始があった。

③ 争点と双方（請求人・原処分庁）の主張

題記の点をまとめると、次の図表-3のとおりとなる。

④ 国税不服審判所の判断

(イ) 認定事実

- ① 被相続人甲が相続開始直前の昭和48年10月3日から同月6日までの4日間の各日に10百万円ずつ合計で40百万円をその

図表-3 争点と双方（請求人・原処分庁）の主張

争点	請求人（納税者）の主張	原処分庁（課税庁）の主張
本件手持現金は相続財産に該当するか否か	<p>原処分庁は請求人の申告した相続財産以外に現金40百万円（以下「本件手持現金」という）をも相続したと認定しているが、これは事実と相違する。</p> <p>すなわち、原処分庁は、被相続人甲が、相続開始の直前に預金を払い戻した事実があったとし、その事実から直ちに相続開始時においてもその預金が存在したものと認めており、相続開始時における現金は、次に述べるとおり申告したものだけで、それ以外には存在せず、本件手持現金については、相続人全員が知らず、従ってこれを取得した事実もないものであるから相続財産に加算されるべきものではない。</p> <p>(イ) 被相続人甲の死亡時において、同人の保有する手持現金は、請求人Aが保管していた356,650円だけで、それ以外には存在しなかった。</p> <p>(ロ) 被相続人甲が本件手持現金に係る預金を払出した事実はあったかもしれないが、請求人らはこの払出しには関与しておらず原処分庁の調査の際の指摘により初めて知ったような次第で、その後の保管、処分は全く知らされておらず、知らなかつたものである。</p> <p>(ハ) 本件手持現金の有無又はその処理について相続人全員について調べたが、いずれも不知と述べておりこれらの者が当該現金を受け取った証拠もない。</p> <p>(ニ) 被相続人甲が現金を引き出したときから死亡したときまでは、相当の時間帯があり、被相続人甲は、その間病床にあったわけではなく、急死であるから本件手持現金について死亡まで単独でこれを処分できる機会と能力を持っており、請求人らとしては相続人らが知り得ない出費を必要とする理由があり、それに費消したものと思っている。</p> <p>(ホ) 本件手持現金について、被相続人甲が銀行口座から払い出した後、他の銀行に再び預金していることも考えられたので被相続人甲と親交があったαの情報をもとに被相続人甲び他の実名、仮名の預金口座の有無あるいは当該40百万円の預け入れの有無を調べたが、その存在を確認することはできなかった。</p>	<p>請求人らは、本件手持現金の認定は、事実と相違する旨主張するが、相続開始直前の昭和48年10月3日から同月6日までの4日間の間に毎日10百万円ずつ合計40百万円が被相続人甲の取引先である○相互銀行P支店の被相続人甲名義の普通預金口座から引き出されている。</p> <p>しかして、被相続人甲の死亡直前の状況より資産の取得、債務の返済、その他の費消等のために支出された事実が認められず、当該現金は、相続開始時にそのまま残っていたと考えられるので、本件手持現金を被相続人甲の相続開始時の手持現金有高と認定したものである。</p>

取引先である〇相互銀行P支店の被相続人甲名義の普通預金口座から引き出したことについては、請求人ら及び原処分庁の双方の主張において相違の認められない事実であり、当庁が〇相互銀行及び原処分庁関係書類を調査したところによつてもその事実が認められる。

- (四) 請求人Bの答弁によれば、当時被相続人甲あるいは、甲(株)(筆者注:被相続人甲が主宰する同族会社)において本件手持現金のような大きな金額については、これを一度費消するような支払原因は全く思い当たらず、同会社の従業員等に対してもこのような大きな額の金員を支払うべき事情はなく、また、支払った形跡もないものと認められる。
- (五) 被相続人甲の昭和48年10月3日の預金払い戻しから相続開始までの間における被相続人甲の財産及び債務の異動状況についての当庁の調査及び当庁が原処分関係書類を調査したところによれば、次の事実が認められる。
- (A) 新たに資産を取得し、それに対する支払をした事実は見当たらないこと
- (B) 被相続人甲が当時高額物品の購入その他多額の支払いを要する役務あるいはサービスを受けたような事実は見当たらず、また、甲(株)及び被相続人甲が本件手持現金に相当するような負債を有していた事実は請求人らは知らされておらず、かつ、その資産状況に照らし、そのような隠れた負債もないものと認められる。
- (C) 本件手持現金について請求人らの知らない相手方に貸付けをした事実についてもその形跡は見当たらないこと
- (D) 本件手持現金に相当するような租税公課等の支払いをした事実もないこと
- (四) 判 断
請求人らは、被相続人甲が〇相互銀行P

支店の普通預金口座から40百万円を引き出したことを知らなかつたと主張する。

しかしながら、当庁の質問に対する昭和53年10月14日の(株)〇相互銀行及び昭和53年11月16日の〇相互銀行Q支店事務課長Xの書面回答によれば、下記に掲げる事項が認められるところに照らし、極めて不自然で、信用することができない。

- (一) 預金払い戻しについては、被相続人甲からの依頼により、当時、同相互銀行P支店の渉外担当であったXが、昭和48年10月3日(水曜日)から同月6日(土曜日)までの4日間に被相続人甲名義の普通預金(番号****)から各日10百万円、合計40百万円を各日の午前中に被相続人甲宅へ持参払いしていること
- (二) その際、Xは各日とも被相続人甲と同居していた請求人らの1人である請求人Aに面対していたことが認められること
- (三) 結 論

上記(一)及び(二)より、手持現金は申告した356,650円以外にはなかったとする請求人らの主張は信用することはできず、本件手持現金は、相続開始時における手持現金と認めるのが相当であるから、請求人らの主張には理由がない。

(注) 本文中の「****」で示された部分は、情報公開法等において不開示とされた箇所である。以下、本稿において同じ。

以上により、裁決事例1の事例(相続開始の約1週間で毎日10百万円ずつ連続4日間で合計40百万円引き出されたもの、相続開始時における当該引出金の確定的な存在が確認できなかつた(使途不明金が発生した)事例)については、当該発生した使途不明金は手持現金(相続財産)に該当するとして、相続税の課税対象に加えるものであるとの考え方方が支持されることになった。

(次号へ続く)

預金の名義と相続税の課税対象財産との関係

被相続人に対する相続税の課税において、被相続人の相続財産とされるべき預貯金は、単に当該預金名義が被相続人とされているから相続財産となり、また、被相続人以外の名義となつていてから相続財産には該当しないというような判断基準により振分けがなされるのではなく、その概念図を示すと次のとおりとなります。

預金の名義人	被相続人の相続財産に該当するか否かの判断区分	
被相続人	(1)被相続人の相続財産になる場合	(2)被相続人の相続財産にならない場合
被相続人以外	(3)被相続人の相続財産にならない場合	(4)被相続人の相続財産になる場合

(注) (1)(2)部分が被相続人の相続財産として相続税の課税対象になります。

すなわち、預金名義人が被相続人とされているものでも、他人に名義貸与がなされていると認められる場合（上図(2)に該当）には相続財産の範囲から除外され、逆に、被相続人以外の者が預金名義人であっても、当該名義にかかわらず、被相続人の相続財産であるとされる場合（上図(4)に該当）もありますので、その区分については慎重に行う必要があります。

ある預金が誰に帰属すべき財産になるのかという判断（預金者の帰属認定基準）については、一般的に次に掲げる三つの学説があります。

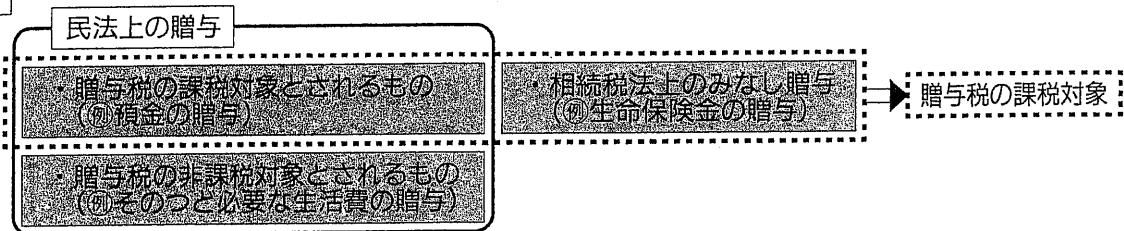
(1)客観説	●自己に帰属する資金原資をもって、自己が管理支配を行う預金とする意思で、その者が直接、又は使者、代理人を通じて当該預金の預入契約をした者が預金者であるとする説〔資金原資・管理支配者基準〕
(2)主観説	●預金に係る預入行為をした者を原則として預金者であるとする説（ただし、当該預入行為をした者が、当該預金が預入行為者以外に帰属することを明確に意思表示した場合はこの限りではない。）〔預金行為者基準〕
(3)折衷説	●(1)と(2)の中間的立場をとるもので、原則的には(1)の客観説（資金原資・管理支配者基準）を採用するが、(2)の主観説（預金行為者基準）につき、より一層明確な意思表示があつた場合（当該預金の預入行為者が自己を預金者とする意思表示を行つた場合）には、当該意思表示をした預入行為者を預金者であるとする説〔預金行為者意思表示基準〕

これらの学説のうち、判例及び実務においては考慮すべき特別の事情があるものを除いて、一般的には(1)の『客観説』に基づいて、預金者の帰属認定が行われる場合が大部分を占めています。

相続税対策のために親族名義で毎年贈与していた預金

贈与税の課税対象とされる『贈与』には、①民法上の贈与（非課税とされるものを除く。）と②相続税法の独自の観点から設けられたみなし贈与の2種類があり、両者の関係等をまとめると下記の図解のとおりになります。

図解



また、民法上の贈与については、民法第549条（贈与）において、『贈与は当事者の一方が、自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。』と規定されており、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示（受諾）の合致（口頭による場合でも可能）をもって成立する（_____部分）契約行為（このような契約を『諾成契約』といいます。）であることが特徴であり、贈与者による一方的な贈与の意思表示のみでは民法上の贈与は成立していないことになります。

なお、ある定期預金が被相続人に係る相続財産に帰属するのか、又は、被相続人がその生前に原告らに贈与したものであって相続財産には該当しないものであるのかを争点とした次のような判決（名古屋地方裁判所、平成2年3月30日 昭和62年（行ウ）第7号）があります。

(参考資料) 名古屋地方裁判所(平成2年3月30日 昭和62年(行ウ)第7号)要旨

- 被相続人は、相続税の課税を回避するため、原告ら名義を使って本件定期預金の積立てを開始し、途中友人の税理士である訴外Aの助言を入れて、贈与税がかからないよう、その非課税限度額内で預金を続けたが、その管理、運営及び払戻しについては、すべて自らの判断で行っていたものであり、一方、原告らはその名義が使用されたほかは本件定期預金の形成、管理、運営又は使用に関与することはなかったのであって、かかる場合、本件定期預金は被相続人の財産であって、本件相続財産に帰属すると認めるのが相当である。

名義預金の遺産分割協議書における記載例

前記(1)から(3)において、預金名義人が被相続人以外の者とされている預金につき、事実認定により被相続人に帰属すべき相続財産に該当するとされた場合の被相続人に係る遺産分割協議書の記載例を示すと次のとおりです。

- 被相続人の孫である〇〇名義の〇〇銀行〇〇支店預入れの普通預金（口座番号：〇〇〇〇）については、相続人〇〇が相続するものとする。

預金の生前贈与を実行する場合の留意点

(1) 贈与契約書の作成

民法上の贈与は口頭による場合でも成立しますので、贈与契約書の作成は贈与の成立のための絶対的要件ではありませんが、当該贈与の内容（贈与日、贈与者、受贈者及び贈与財産等）を明確に記載する必要があります。

確に書面で記録しておくことは、税務上はもちろんのこと他方面から考慮しても重要であると考えられます。

ただし、贈与契約書がいくら作成されても、当該贈与の内容が履行されない場合には贈与の真実の成立性に疑義が生じることとなりますので、次の(2)に掲げる贈与資金の受渡し（預金証書等の名義書替え）が重要となります。

(2) 贈与内容の履行

資金の贈与である場合には、贈与者が受贈者の銀行通帳に振り込む方法により実行することが望ましいものと考えられます。（この場合、贈与者には振込票、受贈者には通帳に入金の印字がなされ、贈与資金が実際に移動したことの証拠となります。）

また、定期預金等をそのまま贈与する場合には、当該定期預金証書等の名義書替えを行い贈与者から受贈者に対して当該定期預金等の贈与があった事実を明確にしておく必要があるものと考えられます。

(3) 通帳、カード、定期預金証書及び印鑑の管理等（管理支配基準）

受贈者が上記(2)により振込みを受けた受贈者名義の銀行預金口座に係る通帳及びカード又は贈与者から受贈者に名義書替えがなされた定期預金証書はいずれも受贈者固有の印鑑を届出印として作成（届出住所も受贈者の住所であることが必要）されたものであり、これら、通帳、カード、定期預金証書及び印鑑を受贈者が管理支配していると認められることが必要です。

(4) 受贈者が預金の使用収益権を確保していることの確認

受贈者が贈与者から贈与を受けた預金等について、当該贈与後は受贈者に自由な使用収益権の行使（(3)に掲げる受贈者に係る管理支配基準の確保並びに当該預金に関する入出金及び解約権の行使）が保障されていることが必要であり、たとえ、贈与契約書が作成されて贈与資金の移動がなされたとしても、受贈者が使用収益権を確保していない場合には、贈与は成立していないものと考えられますので注意が必要です。

(5) 贈与税の申告納付

この項目自体は、贈与が成立するか否かの判断自体とは無関係ですが、現行税制下においては年間の受贈額が110万円以下である場合には贈与税は課税されませんので、贈与税の申告納付は不要となります。

しかしながら、贈与税の申告納付を通じて贈与の実績を明確にするために、110万円を超える贈与を行う（この場合、贈与した日の属する年分の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告納付が必要となります。）のも一つの方法であると考えられます。

（注）上記中「110万円」とあるのは、平成13年度改正によるもので、改正前（平成12年分以前）の贈与税の基礎控除額は「60万円」とっていました。

(6) 每年継続して贈与する場合（『連年贈与』との関係）

毎年、同一時期に同一金額の贈与が継続してなされると、課税庁では、『連年贈与』（今後、毎年〇〇万円を今年から〇〇年間贈与することを事前に取り決める贈与をいい、この場合、贈与額の全体に対して有期定期金の贈与であるとして初年度に課税されることとなり、贈与税が超過累進税率であることも手伝い、多額の贈与税負担となります。）として取り扱うことも考えられます。

生前における被相続人に係る株式の売却代金がその後、行方不明である場合における当該金員の取扱いが争点とされた事例

(争点及び検討点) 生前に、被相続人が行っていた株式の売却取引に係る代金がその後、行方不明である場合における当該金員を相続人に対する『消費寄託したことによる返還請求権』と解釈して、相続財産を構成するものとして相続財産に計上することの可否が争点とされた事例です。

この事例を通じて、最近急速に浮上している被相続人の生前における金融資産の使途不明金に対する税務上の取扱いを検証します。

(検証裁決事例) 国税不服審判所裁決事例（平成24年10月29日裁決）

本件裁決における主要な経過

(1) 平成19年10月 1日 : 本件被相続人はX病院に入院

(入院期間)

- ① 平成19年10月 1日 ~ 平成20年 1月 4日
- ② 平成20年 1月 7日 ~ 平成20年 4月 10日
- ③ 平成20年 4月 16日 ~ 平成20年10月 7日

A→平成20年 4月 17日 : 本件被相続人名義の株式が売却された。

平成20年 4月 18日 : 本件被相続人名義の株式が売却された。

B→平成20年 4月 24日 : 上記Aに係る株式売却代金を自宅で受領

平成20年 4月 28日 : 上記Aに係る株式売却代金を自宅で受領

平成20年 4月 30日 : 上記Aに係る株式売却代金を自宅で受領

平成20年 5月 1日 : 上記Aに係る株式売却代金を自宅で受領 (合計 214,380千円)

(2) 平成20年10月 7日 : 本件被相続人はX病院を退院

(3) 平成20年10月 9日 : 本件被相続人はY病院に入院

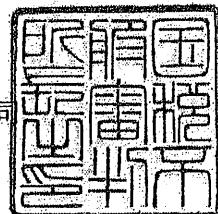
(4) その後 : 本件被相続人はY病院を退院、そして自宅で死亡

裁 決 書

仙裁(諸)平24第6号

平成24年10月29日

国税不服審判所長 生野 考司



審査請求人

住 所

氏 名

原処分庁

原 処 分

総代 [REDACTED] ほか2名 (共同審査請求人明細別紙1)

- 1 [REDACTED] 及び [REDACTED] に対する平成23年6月27日付でされた [REDACTED]
[REDACTED] 相続開始に係る相続税の各更正処分及び重加算税の各
賦課決定処分 (平成23年10月21日付でされた異議決定によりいずれ
もその一部が取り消された後のもの)
- 2 [REDACTED] に対する平成23年6月30日付でされた [REDACTED]
[REDACTED] 相続開始に係る相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分
(平成23年10月21日付でされた異議決定によりいずれもその一部
が取り消された後のもの)

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事 案

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人らの相続税について、原処分庁が、被相続人の生前の株式売却代金を審査請求人らに消費寄託したことによる返還請求権は、被相続人の相続財産であるとして相続税の各更正処分を行うとともに、相続税の申告において事実の隠ぺい又は仮装の行為があったとして、重加算税の各賦課決定処分を行ったのに対し、審査請求人らが、相続開始日において被相続人から審査請求人らに消費寄託された財産ではなく、事実の隠ぺい又は仮装の行為もないなどとして、各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 審査請求に至る経緯

審査請求人 [] 、同 [] 及び同 [] (以下、これら3名を併せて「請求人ら」という。) は、 [] (以下「本件相続開始日」という。) に死亡した [] (以下「本件被相続人」という。) に係る相続 (以下「本件相続」という。) の共同相続人であり、本件相続に係る相続税について、平成23年11月8日に審査請求をした。この審査請求に至る経緯は、別表1のとおりである (以下、平成23年10月21日付の異議決定を経た後の各更正処分を「本件各更正処分」という。)。

なお、請求人らは、 [] を総代として選任し、その旨を平成23年11月8日に届け出た。

(3) 関係法令

イ 国税通則法 (以下「通則法」という。) 第68条《重加算税》第1項は、同法第65条《過少申告加算税》第1項の規定に該当する場合 (同条第5項の規定の適用がある場合を除く。) において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額 (その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額) に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課すると規定している。

ロ 相続税法第19条の2《配偶者に対する相続税額の軽減》第1項は、被相続人の

配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合には、当該配偶者については、所定の方法により計算した金額を納付すべき相続税額から控除する旨規定している。

ハ 相続税法第19条の2第5項は、同条第1項の相続又は遺贈に係る相続税の納稅義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したことろに基づき、同法第27条《相続税の申告書》の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があったことにより当該相続税について更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る同条第1項の規定の適用については、当該配偶者の隠ぺいし、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとして計算する旨規定している。

(4) 基礎事実

以下の事実は、請求人らと原処分庁の間に争いがなく、当審判所の調査の結果によつてもその事実が認められる。

イ [REDACTED] は、本件被相続人の配偶者であり、本件被相続人の長女である[REDACTED]

[REDACTED] 、二女である[REDACTED] とともに、本件相続に係る法定相続人である。

ロ 本件被相続人は、[REDACTED] のため、平成19年10月1日に、
[REDACTED] 所在の[REDACTED] (以下「[REDACTED]」
といふ。) に入院した。

ハ 本件被相続人の[REDACTED]への入院期間、入院形態及び入院病棟は次のとおりである。

入院期間	入院形態	入院病棟
平成19年10月1日～平成20年1月4日	[REDACTED]	[REDACTED]
平成20年1月7日～平成20年4月10日	[REDACTED]	[REDACTED]
平成20年4月16日～平成20年10月7日	[REDACTED]	[REDACTED]

ニ 本件被相続人は、平成20年10月7日に[REDACTED]を退院し、全身状態の悪化により同月9日に[REDACTED]所在の[REDACTED]への入院を経た後、[REDACTED]の自宅で[REDACTED]に死亡した。

亦 本件被相続人は、[REDACTED]の本件被相続人名義の口座（口座番号[REDACTED]、以下「本件被相続人名義口座」という。）において、ホームトレード（インターネットによる証券取引の方法）により、[REDACTED]（以下「[REDACTED】といふ。）の株式を平成20年4月17日の午後2時39分に70,000株、翌日の18日の午前10時28分と午後2時52分に100,000株と400,000株をそれぞれ売却した（以下、これらの株式の売却を併せて「本件株式売却」という。）。

ヘ 本件被相続人は、本件株式売却に係る代金について、平成20年4月24日に50,000,000円、同月28日に50,000,000円、同月30日に50,000,000円、同年5月1日に64,380,000円の各金員をいずれも[REDACTED]の自宅において現金で受領した（以下、各金員の合計214,380,000円を「本件金員」という。）。

ト 原処分庁所属の調査担当職員（以下「本件調査担当職員」という。）は、平成22年10月19日に、請求人らに対し、本件相続に係る相続税の調査（以下「本件調査」という。）を行った。

本件調査担当職員は、平成23年6月20日に、請求人らの関与税理士である[REDACTED]（以下「[REDACTED」といふ。）に対し、本件調査に基づき、本件相続に係る相続税の修正申告のしょうようを行ったが、請求人らは、修正申告をしなかつたことから、原処分庁は、平成23年6月27日及び同月30日に、請求人らに対し、本件各更正処分を行った。

(5) 争点

争点1 本件各更正処分に係る調査手続に違法があったか否か。

争点2 本件金員は、相続財産に当たるか否か。

争点3 請求人らが、本件金員を相続税の課税対象財産として申告しなかつたことについて、隠ぺい又は仮装の行為があったか否か。

2 主張

当事者の主張は、別紙2のとおりである。

3 判断

(1) 争点1 本件各更正処分に係る調査手続に違法があったか否か。

イ 守秘義務違反について

請求人らは、本件調査担当職員が、税務代理権限を有していない第三者である[REDACTED]に対して、本件被相続人に関する相続税調査で知り得た内容を漏えいし

たことは通則法第126条及び国家公務員法第100条第1項の守秘義務違反に当たることから、本件各更正処分には手続上の違法がありその全部が取り消されるべき旨主張する。

しかしながら、守秘義務違反の罰則が適用されるか否かは、本件各更正処分が違法であるか否かの判断に影響を与えるものではない。

したがって、この点に関する請求人らの主張は採用できない。

口 調査手続における信義則について

請求人らは、本件調査担当職員が、[REDACTED] や [REDACTED] が金融機関に預入れした総額120,000,000円の原資について質問調査していたが、本件金員の全額の使途等について質問していなかったところ、何ら説明もなく本件金員の全額について修正申告の対象とすると言及して、反論や検証の余地も与えることなく更正処分したこととは、信義則を無視した不当な権利の濫用であるから、本件各更正処分には手続上の違法がありその全部が取り消されるべきである旨主張する。

ところで、租税法規に適合する課税処分について、法的一般原理である信義則の法理の適用により、当該課税処分を違法なものとして取り消すことができるのは、当該課税処分を取り消して納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存在する場合に限られるべきであると解されるところ、この特別の事情があるかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、後にその表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものかどうかなどについて考慮する必要があると解されている。

そこで本件についてみると、上記1の(4)のトのとおり、本件調査担当職員は、[REDACTED] に対し、本件金員の全額を対象として修正申告のしようとしたが、請求人らは修正申告を行わなかつたことから本件各更正処分を行ったもので、信義則上の問題が生じる余地もないと認められるから、この点に関する請求人らの主張は採用できない。

(2) 争点2 本件金員は、相続財産に当たるか否か。

イ 認定事実

請求人ら提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査の結果によれば、次の

事実が認められる。

(イ) [REDACTED]の[REDACTED](以下「[REDACTED]」といふ。)が原処分庁に提出した平成22年10月14日付の診断書に、本件被相続人は、[REDACTED]により、平成19年10月29日時点での状態は、社会生活において、状況に即した判断能力は著しく低下しており、かつ、自己の事務を処理する能力が障害されていると判断され、また、当該状態の改善は困難であると判断される旨記載があること及び上記1の(4)の口ないしニの事実からすると、本件被相続人は、平成19年10月29日から本件相続開始日まで[REDACTED]の状態にあった。

(ロ) [REDACTED]の病院長及び[REDACTED]が連名で原処分庁に提出した本件被相続人の入院状況に係る書類、また、請求人らが当審判所に提出した[REDACTED]が記載した本件被相続人の入院状況に係る書類によれば、平成20年4月23日から同年10月5日までの本件被相続人の[REDACTED]の自宅への外泊の状況は次のとおりである。

外泊期間	外泊期間
平成20年4月23日～4月24日	平成20年4月26日～5月1日
平成20年5月3日～5月6日	平成20年5月10日～5月12日
平成20年5月16日～5月19日	平成20年5月23日～5月26日
平成20年5月30日～6月1日	平成20年6月4日～6月6日
平成20年6月10日～6月12日	平成20年6月14日～6月16日
平成20年6月20日～6月22日	平成20年6月27日～6月30日
平成20年7月4日～7月7日	平成20年7月11日～7月14日
平成20年7月18日～7月21日	平成20年7月24日～7月27日
平成20年7月31日～8月4日	平成20年8月8日～8月11日
平成20年8月15日～8月18日	平成20年8月21日～8月27日
平成20年8月29日～9月1日	平成20年9月4日～9月6日
平成20年9月16日～9月18日	平成20年9月20日～9月22日
平成20年9月26日～9月29日	平成20年10月2日～10月5日

なお、平成20年4月17日と18日は、外泊及び外出はしておらず、平成20年4月

23日は、同日に [REDACTED] が同人の自宅を行先として外泊の申請を行い、同日の午後4時30分に [REDACTED] を出て翌日の24日の午後4時に [REDACTED] に戻り、同年4月26日は、同日に [REDACTED] が同人の自宅を行先として外泊の申請を行い、同日の午後1時に [REDACTED] を出て同年5月1日の午前12時30分に [REDACTED] に戻った。

(ア) [REDACTED] で記録している顧客との応答内容等の履歴（以下「応答履歴」という。）によれば、本件被相続人は、平成19年9月18日に、[REDACTED] を訪れホームトレードの加入の手続及び [REDACTED] カードの再発行手続を行つており、これに対して、[REDACTED] は、平成19年10月10日に、本件被相続人が [REDACTED] の自宅に居住していることを当時の [REDACTED] 課長である [REDACTED] が確認した上で、[REDACTED] のお知らせ及び [REDACTED] カードを [REDACTED] の自宅に郵送している。そして、平成19年10月24日に、[REDACTED] から [REDACTED] に対して、本件被相続人の振込口座の複数登録及びホームトレードによる変更の可否について電話による問い合わせがあつたため、[REDACTED] は、本件被相続人名義でなければ登録できない旨伝えて書類を郵送することとし、同日に振込先口座指定届を郵送し、平成19年11月12日に、本件被相続人に係る振込先口座指定届を受理している。

(イ) [REDACTED] の平成19年12月6日の日付印が押印された本件被相続人に対する [REDACTED] の第85期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）中間配当金領収証には、ご所有株式数欄に870,000株と印字され、委任欄には代理人を [REDACTED] 及び委任者を本件被相続人とする各署名があり、お届出印欄には [REDACTED] の印が押印されている。また、[REDACTED] の平成20年6月3日の日付印が押印された本件被相続人に対する [REDACTED] の第85期期末配当金領収証には、ご所有株式数欄に870,000株と印字され、委任欄には代理人を [REDACTED] 及び委任者を本件被相続人とする各署名があり、お届出印欄には [REDACTED] の印が押印されている。

(ホ) [REDACTED] の応答履歴及び [REDACTED] の当審判所に対する答述によれば、[REDACTED] は、本件被相続人に対し本件金員の振込みによる精算を依頼するため、平成20年4月18日に、[REDACTED] の自宅に電話をした。その際、本件被相続人が不在であったことから、[REDACTED] が、[REDACTED] に対して、本件株式売却及び本

件金員の内容を伝えた上で本件金員の振込みによる精算を依頼したのに対し、
 [REDACTED]が、本件被相続人は本件金員を現金で受領したいと話している旨返答
 したため、[REDACTED]は、現金で受領するのであれば本件被相続人が直接受領す
 る必要がある旨説明し、そのための日程の調整を依頼した。その後、[REDACTED]
 は、[REDACTED]と電話により当該日程の調整を行った。

(イ) [REDACTED]が保有する本件金員に係る各受領証及び各連絡票並びに本
 件金員の受渡しを担当した[REDACTED]及び[REDACTED]の嘱託社員である
 [REDACTED]の当審判所に対する各答述によれば、本件被相続人は、本件金員のうち
 200,000,000円については、[REDACTED]が平成20年4月23日に[REDACTED]
 [REDACTED]から新券で用立てた日本銀行の帶封で十字に束ねられた10,000,000円
 の束で受領した。また、本件金員の受渡しは、平成20年4月24日の午前10時、
 同月28日の午前9時40分、同月30日の午前9時40分、同年5月1日の午前10時
 に行われており、いずれの日時においても、上記1の(4)のへのとおり
 の自宅において、本件被相続人に対して、[REDACTED]及び[REDACTED]の同席の下に、
 [REDACTED]及び[REDACTED]によって行われた。

(ロ) 平成20年4月24日から本件相続開始日までの間に、本件被相続人名義の
 [REDACTED]の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）、同
 [REDACTED]の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）及び本件被相続人名義口座に本件
 金員に相当する金員の入金はながつた。

(ハ) [REDACTED]の[REDACTED]名義の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）に
 は、平成20年4月24日から本件相続開始日までの間に、次表のとおりの現金に
 よる1,000,000円以上の入金及び出金がある。

年 月 日	入 金 額	出 金 額
平成20年5月1日	30,000,000円	
平成20年6月3日	1,000,000円	
平成20年6月26日		20,000,000円
平成20年8月8日	1,000,000円	

(リ) [REDACTED]の[REDACTED]名義の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）には、
 平成20年4月24日から本件相続開始日までの間に、次表のとおりの現金による
 1,000,000円以上の入金及び出金がある。

年月日	入金額	出金額
平成20年6月26日	10,000,000円	
平成20年8月15日		1,000,000円
平成20年8月29日		8,000,000円

(ア) [] は、平成20年5月13日に [] に [] 名義の普

通預金口座（口座番号 []）を開設した。当該普通預金口座には、
本件相続開始日までの間に、次表のとおりの現金による1,000,000円以上の入金
及び出金がある。

年月日	入金額	出金額
平成20年5月13日	30,000,000円	
平成20年6月26日	10,000,000円	
平成20年6月27日	10,000,000円	
平成20年7月23日		10,000,000円
平成20年8月1日		9,990,000円

(イ) [] の [] 名義の口座（口座番号 []）には、平成20年
4月24日から本件相続開始日までの間に、次表のとおりの現金による1,000,000
円以上の入金がある。

年月日	入金額	出金額
平成20年5月15日	2,000,000円	
平成20年5月27日	3,000,000円	
平成20年6月3日	6,998,000円	
平成20年6月23日	10,000,000円	
平成20年7月7日	10,500,000円	
平成20年7月10日	10,000,000円	
平成20年7月23日	10,000,000円	
平成20年8月1日	8,990,000円	
平成20年8月15日	1,000,000円	
平成20年9月8日	8,000,000円	

(ウ) [] 及び [] の本件調査担当職員に対する各申し述べ及び当審判所

に対する各答述によれば、[]は、平成20年5月の連休中に[]の自宅において、[]から50,000,000円の現金を受領し、自宅に持ち帰った。

(イ) []は、平成20年5月8日に[]に[]名義の定期預金口座(口座番号[])を開設した。当該定期預金口座には、本件相続開始日までの間に、次表のとおりの現金による1,000,000円以上の入金がある。

年月日	入金額	出金額
平成20年5月8日	20,000,000円	
平成20年5月12日	30,000,000円	

(カ) []調査役の[](平成20年当時同[])次長)及び同[]所属の[](平成20年当時同[])勤務)の本件調査担当職員に対する各申述、及び上記(イ)の[]が平成20年5月1日に[]で30,000,000円を入金した際の入金票の表面右上及び裏面の再鑑金種内訳欄の2箇所に「大3」と記載があることからすると、[]は、同年5月1日の午後3時頃に、同[]において、平成16年11月1日以後発行の日本銀行券1万円が100枚単位で帯封されたものを10束重ねて十字に帯封がされた10,000,000円の束3つの現金を入金した。

(ヨ) []は、夫である[]から、青色事業専従者として給与等の支払を受けしており、[]が発行した給与所得の源泉徴収票によれば、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の給与等の各支払金額は、それぞれ6,880,000円、7,040,000円及び7,288,000円である。

(タ) []の[]名義の普通預金口座(口座番号[])において、[]に対する給与及び賞与として、平成18年1月から同年12月まで、平成19年1月から同年12月まで及び平成20年1月から同年12月までの各期間に振り込まれた合計額は、それぞれ5,325,024円、5,250,390円及び4,881,527円である。

口 判断

本件の争点は、本件金員が相続財産に当たるか否かであるが、その判断に当たって、①本件株式売却に係る[]の認識の有無、②本件金員の受渡しの状況、③本件被相続人による本件金員の費消等、④[]名義の各口座への入金及び[]名義の定期預金口座への入金の各原資について、請求人らと原処分

府との間にそれぞれ争いがあるので、以下検討する。

(イ) 本件株式売却に係る[REDACTED]の認識の有無について

上記イの(ア)のとおり、[REDACTED]は、平成19年10月24日に、本件被相続人の振込口座のホームトレードによる変更の可否について[REDACTED]に対して問い合わせている。また、上記イの(イ)のとおり、[REDACTED]は、[REDACTED]の平成19年12月6日の日付印が押印され、ご所有株式数欄に870,000株と印字された本件被相続人にに対する[REDACTED]の第85期中間配当金領収証に代理人として署名押印している。そして、本件株式売却が行われた平成20年4月18日は、上記イの(ア)のとおり本件被相続人は[REDACTED]に入院中で外出及び外泊していないところ、上記イの(イ)のことからすると、[REDACTED]は、[REDACTED]からの電話に応答し、本件株式売却及び本件金員の内容を聞き、本件被相続人は本件金員を現金で受領したいと話している旨返答し、受領のための日程調整を行うこととした。

以上のことから、[REDACTED]は、本件被相続人がホームトレードに加入していたことについては平成19年10月24日に、また、[REDACTED]の株式を870,000株所有していた事実については平成19年12月6日にそれぞれ認識し、平成20年4月18日には、本件株式売却が行われたことを認識していたものと認められる。

請求人らは、この点に関して、[REDACTED]が一切承知していなかった証拠として、平成20年4月17日の午後3時から[REDACTED]と面談している旨記載した[REDACTED]作成の書類及び平成20年4月18日に[REDACTED]が施設を利用した旨記載した[REDACTED]の支配人作成の書類を当審判所に対して提出した。

しかしながら、請求人らが提出した上記の書類は、[REDACTED]が、本件株式売却について一切承知していなかったことを具体的に明らかとするに足りる証拠とは認められないことから、いずれも採用することはできない。

(ロ) 本件金員の受渡しの状況について

上記イの(イ)のとおり、[REDACTED]は、[REDACTED]と電話により本件金員の受渡しの日程を調整し、上記イの(ロ)のとおり、本件被相続人の外泊申請を行い、本件被相続人は、平成20年4月24日の午後4時以前、同月28日、同月30日及び同年5月1日の午前12時30分以前は[REDACTED]の自宅に居たと認められるところ、上

記1の(4)のへ及び上記イの(ヘ)のとおり、本件被相続人は、本件金員について、平成20年4月24日の午前10時に50,000,000円、同月28日の午前9時40分に50,000,000円、同月30日の午前9時40分に50,000,000円、及び同年5月1日の午前10時に64,380,000円を、いずれの日時においても、[REDACTED]及び[REDACTED]の同席の下、[REDACTED]及び[REDACTED]から受領したものと認められる。

したがって、[REDACTED]及び[REDACTED]は本件株式売却や本件金員の受渡しについて一切承知しておらず立ち会ってもいらない旨の請求人らの主張は採用できない。

(ア) 本件被相続人による本件金員の費消等について

上記イの(イ)のとおり、本件被相続人は、平成19年10月29日から本件相続開始日まで[REDACTED]の状態にあったと認められるところ、本件被相続人が、上記イの(ロ)及び(ヘ)のとおり、[REDACTED]の外泊の申請により同人の自宅に行き、[REDACTED]及び[REDACTED]の同席の下に本件金員を受領した後、[REDACTED]の自宅から[REDACTED]に戻っていることがらすると、高額な本件金員を、本件被相続人自らが[REDACTED]の[REDACTED]に持ち込んだり、本件金員を[REDACTED]及び[REDACTED]に知られずに[REDACTED]の自宅から持ち出して費消等することができるとは考え難い上、上記イの(ト)のとおり、平成20年4月24日から本件相続開始日までに、各金融機関の本件被相続人名義の普通預金口座等に本件金員に相当する金員の入金もないことから、本件金員は、本件被相続人によって費消等をされなかつたと認めるのが相当である。

請求人らは、[REDACTED]は持込み物件について規則どおりに厳格に管理していたわけではなく、本件被相続人が単独行動していた事実及び懇意にしていた女性の存在など本件被相続人が本件金員を贈与又は費消したと推認できる状況があった旨主張し、当該女性が[REDACTED]内に所有する居宅及び店舗に係る登記記録の全部事項証明書の写しを当審判所に対して提出した。

しかしながら、当該全部事項証明書の写しは、当該女性が[REDACTED]内に所有する居宅及び店舗が、本件被相続人による本件金員の贈与等により形成されたことを具体的に明らかとするに足りる証拠とは認められず、本件金員は上記のとおり本件被相続人によって費消等されなかつたと認めるのが相当であることから、請求人らの主張は採用できない。

(二) [] 名義の各口座への入金及び [] 名義の定期預金口座への入金の

各原資について

A [] 名義の各口座への入金の原資について

上記イの(フ)ないし(ル)の事実からすると、平成20年4月24日から本件相続開始日までの間の [] 名義の金融機関の各口座への入金及び出金については、それぞれ合計額は162,488,000円及び48,990,000円であり、入金の合計額が113,498,000円上回っているところ、上記イの(ヨ)のとおり、[] から [] への平成18年分、平成19年分及び平成20年分の給与等の各支払金額は、それぞれ6,880,000円、7,040,000円及び7,288,000円であり、平成20年4月24日から本件相続開始日までの間の当該各口座への入金の原資たり得ない。

一方、上記イの(ハ)のとおり、平成20年4月24日、同月28日、同月30日及び同年5月1日において、本件被相続人は、いずれも [] 及び [] の同席の下、本件金員を受領しているところ、上記(ハ)のとおり、平成19年10月29日から本件相続開始日まで [] の状態にあった。本件被相続人は、本件金員を受領後、本件金員を費消等した事実は認められないことからすると、本件金員は [] 及び [] が管理していたものと認められる。また、本件金員のうち200,000,000円については十字に日本銀行の帶封がされた10,000,000円の束で受領しているところ、上記イの(ア)のとおり、本件被相続人が [] の自宅から [] に戻った同年5月1日において、上記イの(カ)のとおり、[] が、午後3時頃に、[] において、同様に十字に帶封がされた10,000,000円の束3つで、30,000,000円の現金を入金したことからすると、当該入金の原資は本件金員であると認められ、他の口座の入金の原資についても、[] の給与等の収入がその原資たり得ないこと及び本件金員を [] 及び [] が管理していたことからすれば、本件金員が原資であると認めるのが相当である。

請求人らは、[] 名義の各口座への入金の原資に関して、[] がかねてから手持ちしていた現金を入金したものであり本件金員ではない旨主張し、その主張の証拠として、当審判所に対して、「H 8 税金一覧表（納期限）」と題する書類に添付された「H 8 3／1 決定事項 ① [] 学資分

毎月15万、②[REDACTED]者後分毎月30万、③[REDACTED]顧問毎月20万毎月積立とする65万 ($65 \times 12 = 7,800,000$)」と記載されたメモ及び平成7年頃の生命保険の加入状況を記載したメモを提出した。

しかしながら、これらのメモは、[REDACTED]がかねてから手持ちしていた現金の形成過程を具体的に明らかとするに足りる証拠とは認められず、また、当審判所の調査によても、当該形成過程を認めるに足りる客観的証拠は認められないことから、請求人たちの主張には理由がない。

B [REDACTED]名義の定期預金口座への入金の原資について

上記イの(イ)のとおり、[REDACTED]名義の定期預金口座には、合計額50,000,000円の入金があるところ、上記イの(ア)のとおり、[REDACTED]の平成18年分、平成19年分及び平成20年分の給与及び賞与の各振込合計額は、それぞれ5,325,024円、5,250,390円及び4,881,527円であり、当該口座への入金の原資たり得ない。

一方、上記Aのとおり、本件金員は[REDACTED]及び[REDACTED]が管理していたと認められるところ、[REDACTED]は、上記イの(ア)のとおり、平成20年の5月の連休中に[REDACTED]の自宅において、[REDACTED]から50,000,000円の現金を受領し、自宅に持ち帰り、上記イの(イ)のとおり、平成20年5月8日及び同月12日に、それぞれ20,000,000円及び30,000,000円を[REDACTED]名義の定期預金口座に入金したことからすると、当該各入金の原資は本件金員であると認めるのが相当である。

請求人らは、当該各入金の原資に関して、[REDACTED]に預けていた[REDACTED]のへそくりや結婚前からの貯蓄及び父母等からもらった現金であり、本件金員ではない旨主張する。

しかしながら、[REDACTED]は、上記の主張をするのみで当該現金の形成過程を具体的に明らかとするに足りる証拠を提出せず、当審判所の調査によっても、当該形成過程を認めるに足りる客観的証拠は認められないことから、請求人たちの主張には理由がない。

(末) 判断

上記(イ)ないし(ニ)のことからすると、①[REDACTED]は、本件株式売却が行われたことを認識した上で、②本件金員の受渡しの日程等について、平成20年4月

24日、同月28日、同月30日及び同年5月1日に、いずれも [] の自宅で現金により受領する旨、[] と日程調整等を行い、その日程に合わせて、本件被相続人の外泊を[] に申請し、本件被相続人は、本件株式売却の代金である本件金員について、[] の自宅において、[] 及び[] の同席の下受領し、③本件被相続人が、[] の自宅から本件金員を持ち出して費消等した事実は認められないことから、本件金員は、[] 及び[] の管理下にあったものと認められ、④[] は、本件金員を原資として複数の金融機関の[] 名義の各口座に入金し、[] は、本件金員を原資とする[] から受領した50,000,000円を[] の[] 名義の定期預金口座に入金したものと認められる。

そして、本件被相続人は、本件金員を受領する際に、上記イの(八)のとおり、いずれの日時においても[] 及び[] を同席させた上、本件金員の最終受渡しとなった平成20年5月1日午前10時の64,380,000円の受渡し後に、上記イの(四)のとおり午前12時30分には[] に戻っており、その後も、[] の自宅への外泊を継続することはできず[] での入院生活と[] の自宅への外泊を繰り返さざるを得なかつた状況にあつた。

そうすると、本件被相続人は、本件金員を自ら管理できる状況にはなかつたと認められ、上記のとおり本件金員が原資と認められる複数の金融機関の[] 名義の各口座への入金及び[] の[] 名義の定期預金口座への入金が行われていることからすると、明らかに本件被相続人に請求人らに対して本件金員を贈与する旨の意思表示があったとする事実が認められない以上、本件被相続人は請求人らに対して本件金員を消費寄託したものと認めるのが相当である。

したがつて、本件金員の消費寄託に伴い、本件被相続人の請求人らに対する本件金員の返還請求権が生じ、本件相続開始日までに請求人らが返還義務を履行した事実は認められないことから、本件金員の消費寄託に係る返還請求権は、本件相続に係る相続財産に該当すると認めるのが相当である。

(3) 争点3 請求人らが、本件金員を相続税の課税対象財産として申告しなかつたことについて、隠ぺい又は仮装の行為があつたか否か。

イ 法令解釈

(イ) 通則法第68条第1項に規定する重加算税の制度の趣旨は、納税者が過少申告をするに当たり隠ぺい又は仮装という不正手段を用いた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を課すことによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものであって、故意に納税義務違反を犯したことに対する制裁ではないと解される。

そして、「事実を隠ぺいする」とは、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいしあるいは故意に脱漏することをいい、また、「事実を仮装する」とは、納税者がその意思に基づいて、所得、財産あるいは取引上の名義等に關し、あたかも、それが真実であるかのように裝うなど、事実をわい曲することをいうと解するのが相当である。

(ロ) 相続税法第19条の2第5項の規定の趣旨は、被相続人の配偶者が同人の課税価格の計算の基礎となるべき事実について、隠ぺい又は仮装という不正手段を用いて過少な申告書を提出していたときは、修正申告又は更正において配偶者に対する相続税額の軽減を計算する上で、当該隠ぺい又は仮装の行為に基づく金額に相当する金額を計算の基礎に含まないものとして、一定の行政上の制裁を課すというものであり、当該規定にいう隠ぺい又は仮装は、通則法第68条第1項に規定する隠ぺい又は仮装と同義であると解される。

口 当てはめ

(イ) 上記(2)のイの(ホ)のとおり、[REDACTED]は、平成20年4月18日には本件株式売却が行われたことを認識し、本件金員の受渡しの日程等について、平成20年4月24日、同月28日、同月30日及び同年5月1日に、いずれも[REDACTED]の自宅で現金により受領する旨[REDACTED]と日程調整等を行い、上記(2)のイの(ロ)のとおり、その日程に合わせて、本件被相続人の外泊を[REDACTED]に申請し、上記(2)のイの(ベ)のとおり、[REDACTED]の自宅において、本件被相続人、[REDACTED]及び[REDACTED]の3人が同席して本件金員を受領し、上記(2)のイの(チ)ないし(リ)のとおり、本件金員を原資として複数の金融機関の[REDACTED]名義の各口座に入金した。そして、[REDACTED]及び[REDACTED]は、上記(2)のロの(ホ)のとおり、本件金員の消費寄託に係る返還請求権は、本件相続に係る相続財産に該当するにもかかわらず申告しなかった。

(d) 上記(2)のロの(ニ)のBのとおり、[REDACTED]は、本件金員を原資とする50,000,000円を、上記(2)のイの(ア)のとおり、[REDACTED]から受領し、上記(2)のイの(イ)のとおり、[REDACTED]の[REDACTED]名義の定期預金口座に入金した。そして、[REDACTED]は、上記(2)のロの(ホ)のとおり、本件金員の消費寄託に係る返還請求権は、本件相続に係る相続財産に該当するにもかかわらず申告しなかった。

(e) 上記(4)のとおり、[REDACTED]及び[REDACTED]は、本件金員の受領にいずれも同席しており、その後[REDACTED]が本件金員を原資として複数の金融機関の[REDACTED]名義の各口座に入金していることからすると、[REDACTED]及び[REDACTED]は、本件金員の消費寄託に係る返還請求権が本件相続に係る相続財産であることを十分認識していたものと認められる。

また、上記(2)のロの(ニ)のBのとおり、[REDACTED]は、上記(d)の50,000,000円の原資に関して、[REDACTED]に預けていたへそくりや結婚前からの貯蓄及び父母等からもらった現金であると主張するが、当該50,000,000円について、真実[REDACTED]が形成したものであるならば、当該形成過程を証拠によって説明することに格別の支障はないにも関わらず、当該形成過程を具体的に明らかとするに足りる証拠を提出せず、当審判所の調査によても、当該形成過程を認めるに足りる客観的証拠は認められなかった。同様に、[REDACTED]も、上記(2)のロの(ニ)のAのとおり、[REDACTED]名義の各口座への入金の原資に関して、手持ちしていた現金であり本件金員ではない旨主張するが、当該手持ちしていた現金について、真実[REDACTED]が形成したものであるならば、当該形成過程を証拠によつて説明することに格別の支障はないにも関わらず、当該形成過程を具体的に明らかとするに足りる証拠を提出せず、当審判所の調査によても、当該形成過程を認めるに足りる客観的証拠は認められなかった。

したがって、[REDACTED]及び[REDACTED]は、いずれも客観的証拠が認められないにも関わらず、それぞれの名義の各口座への入金の原資は手持ちしていた現金であり本件金員ではない旨同様の主張をしていた状況からすると、[REDACTED]において本件金員の存在を[REDACTED]に対して秘匿していたというような特段の事情を認めるに足りる証拠がない以上、[REDACTED]が、[REDACTED]から事情を説明されることなく当該50,000,000円を受領することは不自然であり、むしろ親族と

して、[]から本件金員が本件株式売却に係る代金であることを説明され、
本件金員との関連を隠ぺいするために、当該50,000,000円の原資に関して上記
のとおり[]と同様の内容で主張したものと認めるのが相当であり、[]
は、少なくとも本件金員のうち[]から受領した50,000,000円の金員
についてば、当該金員の消費寄託に係る返還請求権が本件相続に係る相続財産
であることを認識していたものと認められる。

(2) 以上によれば、[]及び[]は、本件金員の消費寄託に係る返還請
求権が相続財産であることを十分認識し、かつ、相続財産としての申告が必要
であることを認識していたにも関わらず、また、[]は、50,000,000円に
係る返還請求権について相続財産の一部であり相続財産としての申告が必要で
あることを認識していたにも関わらず、請求人らは、本件金員の消費寄託に係
る返還請求権が本件相続の課税対象となることを免れるために、本件金員の消
費寄託に係る返還請求権を相続財産から故意に脱漏した本件相続に係る相続税
の申告書を提出したものであり、請求人らのこれらの行為は、通則法第68条第
1項に規定する隠ぺい又は仮装の行為に当たるというべきであり、また、これ
らの隠ぺい又は仮装の行為に基づく金額について、相続税法第19条の2第5項
の規定により、同条第1項の配偶者に対する相続税額の軽減の規定が適用でき
ないとする場合についての要件を満たすものである。

(4) 本件各更正処分

上記(2)のロの(イ)のとおり、本件金員の消費寄託に係る返還請求権は、本件相続
に係る相続財産に該当すると認めるのが相当であり、上記(3)のロの(ニ)のとおり、
当該返還請求権を相続財産から故意に脱漏した行為は、相続税法第19条の2第5項
の規定により、同条第1項の配偶者に対する相続税額の軽減の規定が適用できない
とする場合についての要件を満たすものであるところ、本件相続に係る相続税の納
付すべき税額は、別表2の「審判所認定額」欄のとおりとなり、本件各更正処分の
額と同額又は上回ることから本件各更正処分は適法である。

(5) 重加算税の各賦課決定処分

上記(4)のとおり、本件各更正処分は適法であり、上記(3)のロの(ニ)のとおり、本
件金員の消費寄託に係る返還請求権を相続財産から故意に脱漏した行為は、通則法
第68条第1項の規定による重加算税の賦課要件を満たしており、また、通則法第65



審査請求人 総代

ほか2名

条第4項に規定する正当な理由があるとは認められないから、通則法第68条第1項の規定に基づいてされた重加算税の各賦課決定処分は適法である。

(6) 原処分のその他の部分については、請求人らは争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。
よって、主文のとおり裁決する。

別表1

審査請求に至る経緯

(単位:円)

区分 項目		申告	更正処分等	異議申立て	異議決定
氏名	年月日	平成21年9月10日	平成23年6月27日	平成23年7月22日	平成23年10月21日
各 人 の 合 計	取得財産の価額				
	債務及び葬式費用の金額				
	純資産価額				
	課税価格				
	算出税額				
	配偶者の税額軽減額				
	納付すべき税額				
	重加算税の額				
	取得財産の価額				
	債務及び葬式費用の金額				
	純資産価額				
	課税価格				
	算出税額				
	配偶者の税額軽減額				
	納付すべき税額				
	重加算税の額				
	取得財産の価額				
	債務及び葬式費用の金額				
	純資産価額				
	課税価格				
	算出税額				
	納付すべき税額				
	重加算税の額				
	取得財産の価額				
	債務及び葬式費用の金額				
	純資産価額				
	課税価格				
	算出税額				
	納付すべき税額				
	重加算税の額				

(注) []に対する更正処分等の年月日は平成23年6月30日である。

別 表 2

相続税の計算明細書

(単位: 円)

項目	区分	原処分序主張額 (異議決定額)	審判所認定額
各 人 の 合 計	取得財産の価額		
	債務及び葬式費用の金額		
	純資産価額		
	課税価格		
	算出税額		
	配偶者の税額軽減額		
	納付すべき税額		
	重加算税の額		
	取得財産の価額		
	債務及び葬式費用の金額		
	純資産価額		
	課税価格		
	算出税額		
	配偶者の税額軽減額		
	納付すべき税額		
	重加算税の額		
	取得財産の価額		
	債務及び葬式費用の金額		
	純資産価額		
	課税価格		
	算出税額		
	納付すべき税額		
	重加算税の額		
	取得財産の価額		

25

審査請求人 総代 [REDACTED] ほか2名

別紙 1

共同審査請求人

住 所	氏 名
総代 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

34

別紙2当事者の主張

争点1 本件各更正処分に係る調査手続に違法があつたか否か。

請求人ら	原処分庁
<p>本件調査担当職員が、平成22年12月1日、同月3日及び同月9日において、税務代理権限を有していない第三者である[]に対して、本件被相続人に関する相続税調査で知り得た内容を漏えいしたことは、通則法第126条及び国家公務員法第100条《秘密を守る義務》第1項の守秘義務違反に当たる。</p> <p>また、本件調査担当職員は、[]や[]が金融機関に預入れした総額120,000,000円の原資について質問調査していたが、本件金員の全額の使途等については質問していなかったところ、何ら説明もなく本件金員の全額について修正申告の対象とすると言及して、反論や検証の余地もなく更正処分をした。このことは、信義則を無視した不当な権利の濫用である。</p> <p>したがって、本件各更正処分には手続上の違法があるから、その全部が取り消されるべきである。</p>	<p>[]は同人の妻の[]の求めにより原処分調査及び異議調査に同席していることから、本件調査担当職員が、[]に対して調査上知り得た内容を漏えいした旨の主張は失当である。</p> <p>また、本件調査担当職員は、本件金員に係る質問を請求人らに行っており、相続税の申告漏れの財産が120,000,000円である旨指摘した事実も修正申告をしようとした事実もない。したがって、一方的に更正処分されたという請求人らの主張は失当である。</p>

争点2 本件金員は、相続財産に当たるか否か。

原処分庁	請求人ら
次の事実によれば、[]及び[]	次のとおり、[]及び[]が

原処分序	請求人ら
は、本件金員を本件被相続人に代わって預かり、これを管理し、その一部を各金融機関の [] 名義の各口座に入金し、一部を [] に譲したものと認められ、[] は、[] の [] 名義の口座に入金したものと認められる。	本件金員を管理した上で、請求人らが本件金員を相続したとする原処分序の判断には、事実誤認がある。
これは、本件被相続人が請求人らに本件金員を寄託（消費寄託）したものと認められ、また、仮に請求人らが本件被相続人の同意を得ることなく本件金員を取得し、勝手に当該各口座に入金するなどしたとするならば、不当利得と認められ、いずれにしても本件被相続人は本件金員に係る返還請求権を有することになる。	したがって、相続による財産の取得という相続税の課税要件事実は存しないのであるから、本件各更正処分は違法であり、取り消されるべきである。
そうすると、本件金員に係る返還請求権は、その全額が相続財産を構成するものと認められることから、本件各更正処分は適法である。	
イ [] は、本件株式売却をホームトレードにより行い、平成20年4月18日の [] からの電話に対し、本件株式売却の代金を現金で受領したい旨依頼し、本件金員の受渡しについては、[] の担当者の申述によると、平成20年4月24日、同月28日、同月30日及び同年5月	イ [] は、ホームトレードにより本件株式売却を行ったことはなく、本件被相続人がいくらで本件株式売却をしたかや [] が当該売却代金を [] の自宅に現金で持参することについて一切承知していなかつた。また、本件金員の受渡しについては、[] 及び [] は立ち会つ

原処分庁	請求人ら
1日に、 <u>の自宅において、本件被相続人、及びが同席して行われ、がその場で現金を数えていることから、及びは、本件金員が本件株式売却の代金であること及び本件金員の額について把握していたものと認められる。</u>	ておらず、本件金員の受渡しを一切見ていないし、は現金を数えていない。
ロ <u>は、入院患者に対し、病院への不必要な現金の持込みを禁止しており、本件被相続人は、に現金を持ち込むことはできず、さらに、が入院患者の外出及び外泊について家族の同伴を義務付けていたこと及び本件被相続人の病状からすると、本件被相続人は及びの監視下に置かれており、本件被相続人が、両名に知られずに本件金員をの自宅から持ち出すことはできないと認められる。</u>	ロ <u>は、持込み物件について検査をするわけでもなく、病院の規則どおりに厳格に管理されていたわけではなかった。また、及びが本件被相続人を独りの自宅に残したまま避難した事実や本件被相続人が外出する際に同行していたと離れて本件被相続人が単独行動していた事実がある。したがって、本件被相続人が及びに知られずにの自宅から本件金員を持ち出すことはできないという原処分庁の判断は誤りである。</u>
ハ <u>請求人らの申述からは、本件金員について、本件被相続人の贈与及び物品の購入などによる費消の事実は認められず、本件被相続人と親密なつきあいをしていたが、本件被相続人から贈与を受けたことはなく、本件被相続人が誰かに金品を渡したのを見た</u>	ハ <u>本件被相続人が単独行動していた事実に加えて、懇意にしていた女性の存在など、本件金員を贈与又は費消したと推認できる状況があったのであるから、本件被相続人による本件金員の贈与や費消の事実を調査することなく、本件金員の贈与や費消はなかったとし</u>

原処分庁	請求人ら
<p>こともない旨申述していることからも <u>本件被相続人の贈与及び費消の事実は 認められない。</u></p>	<p><u>た原処分庁の判断は誤りである。</u></p>
<p>ニ 平成20年5月1日ないし同年7月10 日の間に、複数の金融機関の [REDACTED] 名義の各口座には合計114,198,000円 の入金が認められ、また、同年5月8 日及び同月12日に、 [REDACTED] の [REDACTED] 名義の定期預金口座に合 計50,000,000円の入金が認められる。</p>	<p>ニ 複数の金融機関の [REDACTED] 名義の各 口座における合計114,198,000円の入 金については、 [REDACTED] がかねてから 手持ちしていた多額の慰謝料や給与収 入などの現金を入金したものであり、 また、 [REDACTED] が [REDACTED] に預入れした50,000,000円の原資は、 [REDACTED] に預けていた [REDACTED] のへそ くりや結婚前からの貯蓄及び父母等か らもらった現金を入金したものであ り、いざれも原資は本件金員と全く異 なるものである。</p>

争点3 請求人らが、本件金員を相続税の課税対象財産として申告しなかつたことにつ
いて、隠ぺい又は仮装の行為があったか否か。

原処分庁	請求人ら
<p>次の事実によれば、請求人らの場合、 <u>通則法第68条第1項に規定する課税標準</u> <u>等又は税額等の計算の基礎となるべき事</u> <u>実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し</u> <u>て納税申告書を提出していたときに該当</u> <u>することから、重加算税の賦課決定処分</u> <u>は適法である。</u></p> <p>イ [REDACTED] は、本件株式売却をホーム トトレードにより行い、平成20年4月18</p>	<p>本件金員を請求人らが相続したものと して行われた本件各更正処分には事実誤 認等があり、本件各更正処分は違法であ るから、その全部が取り消されるべきで あり、また、請求人らに隠ぺい又は仮装 の行為はないことから、重加算税の賦課 決定処分もその全部を取り消すべきであ る。</p>

原処分	請求人ら
<p>日の [] からの電話に対し、本件株式売却の代金を現金で受領したい旨依頼し、そして、[] 及び [] は、本件金員を本件被相続人が受領する際に同席し、本件被相続人に代わって本件金員を預かり管理し、その一部を各金融機関の [] 名義の各口座に入金し、一部を [] に渡したものと認められ、[] は、[] の [] 名義の口座に入金したものと認められる。</p> <p>そうすると、[] 及び [] は、本件金員が本件被相続人の相続財産であることを知りながら申告せず、また、本件調査担当職員に対し、本件被相続人名義口座から本件金員の出金があったことは本件調査担当職員から聞いて初めて知った旨の虚偽の答弁をそれぞれ行っていることから、隠ぺい又は仮装の行為があったものと認められる。</p> <p>口 [] は、[] に預けた50,000,000円の現金について、本件被相続人の相続財産であることを知りながら申告せず、本件調査担当職員に対し、自らのへそくりである旨虚偽の答弁を行っていることから隠ぺい</p>	

審査請求人 総代 [REDACTED] ほか2名

原 延 分 庁	請 求 人 ら
<u>又は仮装の行為があつたものと認めら れる。</u>	

検討

雑種地の評価単位

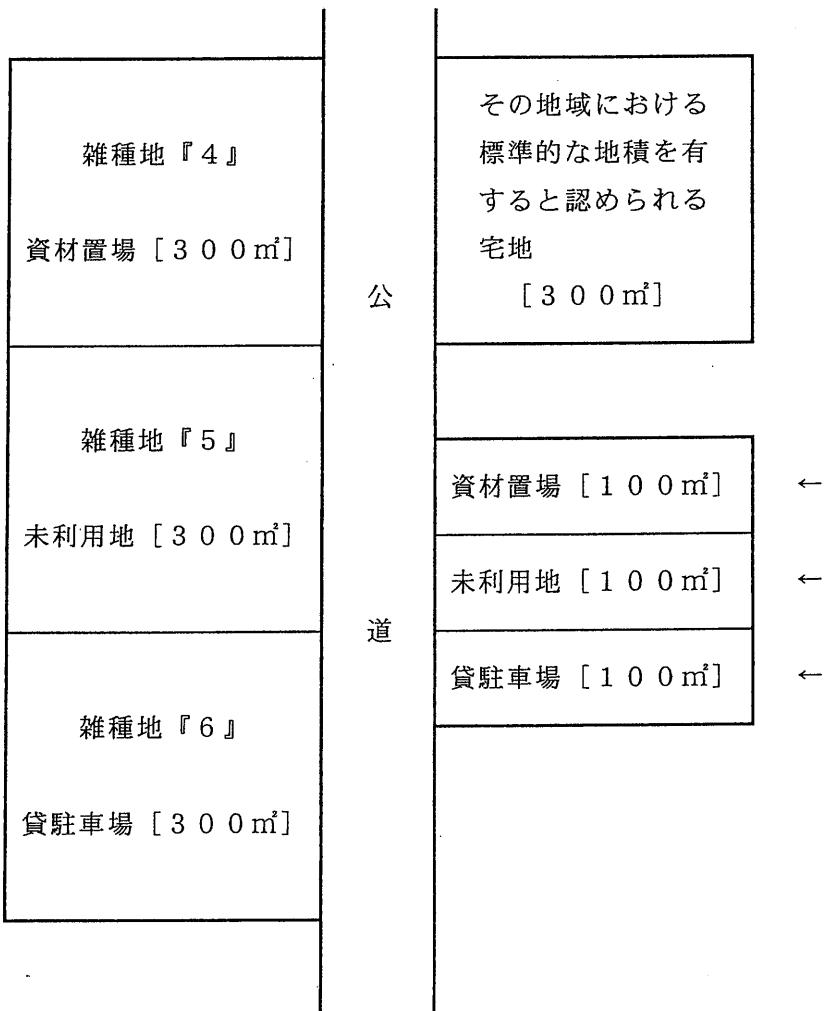
((1)市街化調整区域内に存する雑種地である場合、(2)市街化区域内に存する比準地目が宅地と認定される雑種地である場合)

(事例)

- * 被相続人に係る相続開始により、相続人Aが下記に掲げる雑種地『1』から『6』までのすべてを単独で相続取得しました。この場合の評価単位を当該雑種地の下記に掲げる区分ごとに判定してください。に該当します。

(1) 下記に掲げる雑種地が『市街化調整区域内』に存する場合

(2) 下記に掲げる雑種地が『市街化区域内』に存する場合



雑種地及び雑種地の上に存する権利の評価

① 雜種地の定義と評価

① 雜種地の定義

財産評価基本通達における評価区分上において雑種地とは、宅地、農地（田及び畠）、山林、原野、牧場、池沼及び鉱泉地以外の土地をいうこととされており、その実態は多種多様であるといえます。

〈具体例〉 ゴルフ場、遊園地、運動場、競馬場、野球場、採水池、貯雪場、発電所敷地、テニスコート、ドッグ、引込線敷地、鉄塔敷地、水路敷地、網干場、稻干場、塚地、柴草地、不毛地、砂地、土取場跡、荒ぶ地、へい獸捨場、鉄軌道用地等

雑種地は、前述のとおりその実態が多様であるため、画一的な評価規定を設けることは適切ではありません。したがって、雑種地の評価に際しては、その評価の特性に応じて下記のとおり4つの区分に分類して評価することとされています。



- ① ②から④に掲げる雑種地以外の雑種地の評価
- ② ゴルフ場の用に供する雑種地の評価
- ③ 遊園地等の用に供する雑種地の評価
- ④ 鉄軌道用地である雑種地の評価

② 評価単位

(1) 下記(2)以外の雑種地の評価単位

下記(2)に掲げる雑種地以外の雑種地は、利用の単位となっている一団の雑種地（同一の目的に供されている雑種地をいいます。）を評価単位とします。なお、雑種地の上に存する権利の価額についても同様となります。（評基通7-2）

(2) 市街化区域内に存する一定の雑種地の評価単位

市街化調整区域以外の都市計画区域で市街地的形態を形成する地域において、評基通82（雑種地の評価）の定めにより宅地比準方式によって評価する宅地と状況が類似する雑種地が2以上の評価単位により一団となっており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の雑種地ごとに評価するものとされています。

この場合において、贈与、遺産分割等による雑種地の分割が親族間等で行われた場合において、例えば、分割後の画地が雑種地として通常の用途に供することができないなど、その分割が著しく不合理であると認められるときは、その分割前の画地（一団地）を『一団の雑種地』として取り扱うものとされています。（評基通7-2ただし書き）